

Title	〔行政法二四〕 滞納処分の目的物焼失と当該処分の無効確認を求める訴の利益等 (昭和三六年二月一六日東京地裁判決一部却下・一部棄却)
Sub Title	
Author	金子, 芳雄(Kaneko, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.8 (1963. 8) ,p.67- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630815-0067">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630815-0067</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔行政法 二四〕 滞納処分目的物焼失と当該処分無効確認を求める

訴の利益等

昭和三十六年二月六日東京地裁判決一部却下・一部棄却  
東京地方昭和三〇年(シ)第八号税金滞納公売処分取消  
税金滞納公売処分無効確認および損害賠償請求事件  
行政例集一二巻二五五頁

【判示事項】 一、滞納処分目的物が焼失した場合と当該処分無効確認を求める利益の有無

二、一連の手続をなす数個の処分中の先行処分に対する不服申立期間

三、後続処分に対する異議申立期間になされた先行処分に対する異議申立の適否

【参照条文】 行政事件訴訟特例法二条・地方税法(昭三四法一四九)による改正以前) 三七三条二項

【事実】 原告Xは、昭和二三年より昭和二七年にいたる間の固定資産税その他地方税を滞納してきた。このため、被告Y税務事務所長は、Xにたいし、同人所有建物を差押え、さらに、滞納税金・延滞金・延滞加算金・滞納処分費計二五万円余に充当するため、同建物を公売し、訴外乙に一〇五万円余で売却した。

Xは、これを不服とし東京都知事に異議を申立てたところ、同知事は、右異議申立を却下している。このため、Xは、本件訴を提起する。

Xが本件において主張するところは、以下三点に、これをわけることができ。

第一点、差押処分ならびに公売処分の違法性にもとづく前記各処分の取消または無効確認。

第二点、公売処分後、本件建物焼失による所有権回復不能のため、国家賠償法第一条にもとづく損害賠償請求。

第三点、第一、第二点のいれられない場合、Yらにたいする民法上の不法行為にもとづく損害賠償請求。

第一点において、Xが違法性を主張する理由の主なる点は、概ね、つぎのごとくである。a. 差押・公売の各処分がおこなわれる前

に、通知等による注意喚起の方法がとられていない。b.本件建物は、他の建物と混然一体をなし一個の建物として存在するため、登記簿上は独立した存在をみとめうるも、現実には分離し売ることが不能、したがって、処分目的物が特定しない場合にあたる。c.本件公売において最低見積価格がしめされず、このため不当に低い価格で落札され、その後僅かの日時に転売され、転売者は暴利をえている。かかる事態を予期しながらおこなった公売は、行政権の濫用である。d.他の有体物を差押・公売すれば、十分目的を達したにかかわらず、本件のごとき高額の建物を公売するのは権利の濫用というべきである。e.被告は、さきに、Xの財産を差押えておきながら、公売をなさず、本件公売処分後、前記差押処分を解除している。そして、もし、前記差押物件が公売にふされていれば、残額の滞納税金につき滞納処分が問題となつたとしても、本件建物は、差押・公売の対象とならなかつたであろうと予測される。したがって、本件各処分は、被告Yの過失にもとづく違法処分たるをまぬがれない。

**【理由】**原告の第一次請求にたいする被告らの本案前の抗弁について。すなわち、本件訴にたいし、被告らは、公売処分後、本件建物が焼失したため、たとえ、本件建物にたいする差押処分及び公売処分が取消され、あるいは無効が確認されても、公売処分により害されたXの本件建物にたいする権利は、もはや回復不可能であり、処分の取消又は無効確認をもとめる実益はないという。しかし、本件公売処分等の行政処分に取消原因があるとすれば、取消判決(または行政庁による職権取消)あるまでは、適法有効な処分とみられ、取消判決により原告のうける利益は、所有権の回復あるいは、回復不能の場合は損害賠償請求にまでおよび。このため、本件の場合、原告には、右各処分の取消をもとめる法律上の利益がある。ただし、無効確認の利益ありや否やについては、右と別に考えねばならない。すなわち、本件各処分が無効であれば、原告は依然とし本件物件の所有権をゆうしていたことになり、この物件の焼失にもない所有権そのものも消滅する結果となる。しかし、この火災が第三者の故意・過失にもとづく場合、原告にはなお損害賠償請求権がそんする。さらに、原告は、従前本件建物につき相当額の火災保険契約を締結しており、また、かかる契約は、原告に所有権がそんするにぎり締結しつづけたであろうと推察される。しかるに、違法無効な滞納処分のためかかる火災保険契約をなしえず、したがって同火災保険契約にもとづく損害填補をえられざる以上、これにかわる損害賠償が存するとみるべきである。要するに、「無効の滞納処分が存する場合に表見的に存在する右処分は無効を確認することによつて現実の法律関係を明確にすることの利益は、右滞納処分の目的物が滅失したとしてもそれに代るべき損害賠償請求権のありうる以上、消滅するものでないといわなければならない。したがってこの点では本件無効確認を求める訴もまた適法である。」(判示事項一)

つきに、本件差押処分の取消にかんし、訴願を經由していないという点につき、原告は、公売処分の完了後異議の申立をなしている。そして、かかる異議申立の趣旨が、公売処分のみを対象とするのではなく、差押・公売の両処分をふくむ全体としての滞納処分にた

いするものと解されるときも、次の理由により、差押処分自体の異議申立はみとめられず、したがって、差押処分の取消をもとめる訴もいられない。すなわち、「連続する二以上の行政処分が段階的につみ重ねられて終局の効果を発生する場合、このような一連の手続中の一処分である先行処分自体をとらえて不服を主張しうる場合には、その不服申立の期間ないし出訴の期間は、その手続全体の完結をまつて進行するものでなく、当該不服の対象たる処分の時を標準とすべきものであることは、ならん一般の場合と區別すべき理由がない。」(判示事項二)要するに、本件の場合、差押処分につき争いべき道を用意するのは、差押処分自体がすでになんらか個人の権利、利益に制約を及ぼすものであり、したがって、差押処分自体の効力を争わしめる実益がそんなためである。

さらに、「数個の処分が一連の手続を構成する場合においても、一の先行処分に対する異議申立は、当該処分に対する異議申立期間内になさるべきであり、後続処分に対する異議申立期間内に先の処分についての異議申立がなされたとしても、その一事により先行処分に対する異議申立の決定不経由の正当事由があるものということはできない。」(判示事項三)

原告の第一次請求、すなわち、差押・公売処分の違法性主張の当否について。

前記a点につき、差押・公売の各処分がなされる前に、通知等を発すべき法律上の拘束なく、b点につき、処分の対象が特定しないという点につき、本件のごとき場合は、なお、特定しているとみる

べきであり、c点の行政権の濫用につき、本件建物は原告主張のごとき高額のものでなく、原告主張のごとき行政権の濫用があつたとする事実を見出すことはできない。d点につき、原告主張動産中には、はたして原告の所有にかかる物件なりや第三者所有の物件なりや判断に困難なものも多く、本件建物以外に適当な差押物件なく、e点につき、さきに差押をなした物件の価格は僅少にすぎ、本件公売の結果を左右するにたるものでない。

右のごとくであるから、本件、差押・公売の各処分は違法ということができず、したがって、損害賠償請求もまたこれをみとめることができない。

【研究】 行政処分の対象たる物件の喪失と訴の利益について。

行政事件訴訟において、訴の利益が争われる例は、少くない。訴の利益とは、判決をなすに値する具体的利益の有無の問題であり、民事訴訟法上は、訴の利益にかなする共通事項のほか、給付・確認・形成の各訴における特有の問題点が論ぜられる(たとえば伊東乾民事訴訟法一〇一―一二頁参照)。

そして、行政事件訴訟における取消訴訟につき、通説は、これをもつて一種の形成の訴とみる。一方、民事訴訟における形成の訴は、

その要件につき、当該訴をみとめる法令の規定がこれを明示するたため、訴の利益はあまり問題とならない。しかし、行政事件訴訟の場合、法令の規定自体より訴の利益をあきらかにすることはできず、このため、種々問題を提起する。

さて、本件において、処分の対象となる物件が喪失すれば、当該

処分を取消し、当該物件の所有権を復帰せしめることはできない。したがって、所有権回復については、訴の利益ありといえない。しかし、もし、これにかわるに損害賠償請求権ありとすれば、その点において訴の利益をみとめうるは、明白にして、本件判決の、処分の取消にかんし訴の利益をみとめるのは正当である。つぎに、無効確認の場合にも訴の利益をみとめうるだろうか。判決理由にもべられているごとく、処分が無効なれば、当該処分の効力は、何等の行為を要せず、はじめより効力が生じない。すなわち、実法的方法には、当該処分の効力発せず、したがって、本件建物の所有権は移転しないはずである。しかし、本件処分がたとえ無効としても、国家権力により滞納処分がおこなわれ、所有権は第三者に移転し、本件建物は、現実には第三者の手に帰している。このため、原告が真の所有権者であり、本件建物を現実には原告の手に復帰せしめるため、国家の権威をもつて当該処分の無効を確認するという、手続法上の手段が必要になる。そして、本件建物が第三者の故意・過失により焼失した場合、所有権の回復宣言はできなくても、損害賠償請求権は、所有権の存在を前提としてなしうるべきであり、したがって、無効確認の利益はありうる。ただし、損害賠償を請求する場合、判決理由ならびに原告請求にあらわれたごとく、当然に東京都がこれをなすべきであるか、あるいは、本件建物を焼失せしめた第三者にこれをなすべきか、この点、疑なきわけでない。しかし、いずれにせよ、処分の対象たる物件の喪失後も、損害賠償請求権のそんずるべきか、取消請求・無効確認請求のいずれについても、訴の

利益ありとする本件判決の見解は正当とすべきである。つぎに、公売処分の異議申立は、その前提としての差押処分の異議申立をふくむか。また、もし差押処分の異議申立をふくまぬとすれば、訴訟において、差押処分の取消をもとめうるか。差押処分に異議あるとき、異議の申立をおこない、これを争うことができ、また、訴訟において差押処分の取消をもとめるためには、異議申立の決定をへていることを要するは、法の規定するところである。したがって、かかる手続をへぬ以上、差押処分取消請求が訴訟において却下せられるは当然とせねばならない。しかし、差押処分の違法を当時争わず、公売処分の時にいたり、違法な差押処分のゆえをもつて、公売処分の違法性を主張することは、違法性の承継の問題として一般にみとめられているところである。そして、本件請求の趣旨は、公売処分自体の違法でなく、差押・公売処分をふくめた全体としての滞納処分の違法取消にある。したがって、公売処分が取消されるかぎり、差押処分も効力を失うものである。差押処分自体の取消は法の規定より、取消請求期間等の関係で請求できないし、公売処分を争う場合、公売処分自体と別個独立に差押処分の効力の取消をもとめることは、同様理由により不可能である。この点、判決の見解に賛成する。ただし、公売処分自体に違法性はなくても、前提たる差押処分に違法あれば、その違法性は、前述のごとく承継されるゆえ、差押処分取消請求は却下されるとしても、公売処分の取消請求に関連し、差押処分の違法性の有無を審査する必要がある。最後に、差押・公売処分の違法性の有無判断について。この点、

概ね事実の認定に属し、裁判所の認定した事実を前提とするかぎり、被告らの行為は概ね適法というべきであろう。なお、かかる事実の認定の是非については、本稿のおよぶかぎりでないゆえ、これにかんする裁判所の見解は正当のものとしなければならない。

なお、公売処分中、被告は見積価格を決定せず、このため本件建物は不当に低額で落札されたと原告は主張する点、裁判所は、不当に低額といえぬとのみのべ、見積価格の決定の有無を審査しない。この点、本件に適用さるべき地方税法によると、地方税の滞納処分には、(旧) 国税徴収法が適用され、同法施行規則により公売

処分には見積価格の決定が要求されている(規則二)。そして、かかる見積価格の決定が、滞納者の権利・利益を保護する趣旨の規定と解される以上(条三項)、かかる行為を欠く公売処分は違法とならぬかの疑問生ずる。しかるとき、かかる事項の判断をかく本件判決は審理不届の疑がおこつてくる。

以上要するに、判示事項について、判決の見解を支持するも、公売処分の違法性判断については、疑問をもつ。

(金子 芳雄)

## 〔民法 三三二〕 土地賃貸借の合意解除は地上建物の賃借人に対抗できるか

昭和三八年二月二日最高裁判第一小法廷判決、原告高松高致(昭和三五年(オ)第八九三号建物退去土地明渡請求事件、判例時報三三二号三三頁(原審・下級裁判所民事裁判例集二巻五号三三八頁))

【判示事項】 土地賃貸借の合意解除は地上建物の賃借人に対抗できらるか。

【参照条文】 民法五四五条一項・六〇一条

【事実】 本件宅地所有者甲(上告人)は、この宅地を、昭和二一年八月一日賃貸期間十年の約定で、訴外乙に賃貸した。乙は、この地上に杉皮葺板壁平家建工場一棟建坪四三坪八合を所有している

が、昭和三〇年三月三十一日この家屋を丙(被告上告人)に賃貸し、以後丙がこれに居住し、家具製造業を営み現在に至つてゐる。

ところが、甲は、昭和三一年九月一〇日乙を相手とし、今治簡易裁判所に本件宅地明渡の調停を申し立て、同年十二月一三日右裁判所で、「本件宅地に対する賃貸借契約が昭和三一年七月三十一日限り解除消滅したことを認める。」との合意が成立した。